

すずな司法書士行政書士事務所 報酬基準

2020年12月1日改定

種 別		報 酬 (税別)		備 考
(1) 所有権の登記	1. 所有権保存◆	課税標準額1000万円まで 1000万円超は1000万円までごとに 不登法74条2項による保存	2万7000円 2000円加算 1万2000円加算	
	2. 所有権移転 (所有権移転 仮登記・本登記含) ◆	課税標準額1000万円まで 1000万円超は1000万円までごとに 新・中間省略登記の場合 被相続人又は権利者が同一で同時受任の 所有権移転登記につき2件目の申請 信託の場合	4万2000円 2500円加算 2万円加算 1万円減額 3万円加算	新・中間省略登記とは、第三者のためにする契約と買主の地位の譲渡を指します
	3. 所有権更正、抹消、その他◆		2万7000円	
	4. 所有権登記名義人表示変更、更正◇		8000円	
(2) 所有権以外の登記	1. 担保権又は用益権の設定 もしくは債権額の増加 (鉦害 賠償登録を含み、共同根抵当 権は除く) ◆	課税標準額5000万円まで 5000万円超1億円まで 1億円超は1億円までごとに	3万7000円 4万7000円 8000円加算	仮登記・本登記含
	2. 共同根抵当権の設定 (追加設定、極度額の増加を 含む) ◆	課税標準額5000万円まで 5000万円超1億円まで 1億円超は1億円までごとに	4万5000円 5万5000円 8000円加算	
	3. 処分、移転◆		2万7000円	
	4. 変更、更正、抹消、その他 (債権額・極度額増額除 く) ◇	信託目録の変更の場合	1万0000円 2万円加算	
	5. 名義人表示変更、更正◇		8000円	
(3) 財団の登記	1. 財団の所有権保存◆		7万2000円	
	2. 財団の分離、合併◆		3万5000円	
	3. 財団目録の変更◆		2万2000円	
(4) 抵当証券の交付◇		5万5000円		
(5) 登記原因証明情報作成		1万0000円	相続登記に伴う遺産 分割協議書作成含	
(6) 相続関係説明図作成 (戸籍 等の原本還付請求・法定相続情報申請含)	被相続人1人につき	1万0000円	相続登記に伴うもの に限る	
(7) 本人確認情報作成	1通につき	3万0000円		
(8) 住宅用家屋証明書取得		5000円		
I 不動産登記についての備考				
1. (1)～(4)について				
①◆◇ともに、申請代理、依頼者の申請意思確認、申請書・委任状の作成報酬を含みます。				
②◆については、事前謄本・事後謄本各1通の取得報酬及び実費を含みます。				
③1 (1) 1～3については、決済立会が不要な案件については、1万円減額 (簡易案件減額)。 また1回の決済立会で2件以上の申請を行う場合 (例：所有権保存と所有権移転を1回の立会で行う場合) は、2件目以降についてそれぞれ1万円を減額 (同時決済減額)。				
④不動産の個数が1個を超える分について、以下の通り加算する (個数加算)。				
◆については、不動産 (敷地権除く) 1個につき 3000円 (事前謄本・事後謄本各1通の取得報酬及び実費を含む)。ただし6個目からは1個につき1000円。敷地権については1個につき1000円。◇については、不動産 (敷地権含む) 1個につき 1000円				
2. 標準課税価格により報酬額を算出する不動産の登記について、課税標準価格のない場合の報酬額は、課税標準価格を1000万円とみなして算出する。ただし、担保権については債権額を課税標準価格とみなします。				
3. 船舶・農業用動産抵当・建設機械・企業担保権に関する登記及び鉦害賠償登録に関する登記の報酬額は、不動産の報酬額によります。				

種 別		報 酬 (税別)		備 考	
II 商業登記 所在地における登記	(1) 本店 (主たる事務所を含む)	1. 設立 (企業再編による設立を除く) ◆	① 設立時定款作成のみ ② 設立時定款の電子化のみ ③ 設立時定款認証のみ ④ 設立登記のみ ①～④一括 1000万円超5000万円まで 5000万円超 1億円まで 1億円超 1億円までごとに 検査役選任等※1を伴わない現物出資がある案件 募集設立の場合	3万円 1万円 2万円 3万2000円 8万2000円 7000円加算 7000円加算 1万2000円加算 1万円加算 7万円加算	公証役場への出張無しは1万円減額 資本金1000万円ま ※1 検査役選任、 護士等の評価証明
		2. 外国会社の事務所の新設		10万0000円	
		3. 会社の資本の増加 ◆ (企業再編による増加の場合を除く)	課税標準額500万円まで 500万円超1000万円まで 1000万円超5000万円まで 5000万円超 1億円まで 1億円超 1億円までごとに 検査役選任等※2を伴わない現物出資がある案件	3万7000円 1万円加算 2万円加算 2万円加算 2万円加算 1万円加算	※2 検査役選任、 弁護士等の評価証明書
		4. 企業再編 (組織再編・組織変更・種類変更・特例有限会社から株式会社への移行) ◆	吸収合併・新設合併 吸収分割・新設分割・登記を伴う株式交換・株式移転 登記を伴わない株式交換の書類作成 組織変更等※3による解散・設立 存続会社等※4の資本金増加額が 1000万円超5000万円まで 5000万円超 1億円まで 1億円超 1億円までごとに	10万0000円 20万0000円 15万0000円 8万7000円 5万円加算 5万円加算 7000円加算	※3 組織変更、種類変更、特例有限会社から株式会社への移行 ※4 吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社、組織変更等により設立される会社
		5. 新株予約権の発行 ◆	検査役選任等※1を伴わない現物出資がある案件	10万0000円 1万円加算	※1 検査役選任、弁護士等の評価証明書
		6. 会社の資本の減少 (企業再編によるもの除く)、株式の譲渡の制限、会社の継続、清算の終了 ◆		2万2000円	
		7. 会社の本店移転、外国会社の事務所・営業所移転・日本における代表者の住所の移転 ◆	① 管轄内での移転 ② 管轄外への移転	2万2000円 3万5000円	定款変更のないものは5000円減額
		8. 役員等※5の選任及び変更 ◆	役員等の辞任のみ	2万2000円 5000円減額	※5 役員、支配人、社員、理事、評議員等
		9. 役員住所氏名変更 ◇		7000円	
		10. 監査役範囲 ◇		7000円	
		11. その他の登記 ◆		2万2000円	
(2) 支店※6所在地における登記 ◇		8000円	※6 従たる事務所を含む		
(3) 公告の文案作成・掲載代理	登記の依頼に伴うもの 登記の依頼に伴わないもの	5000円 1万0000円			
II 商業登記についての備考					
1. ◆◇ともに、申請代理、依頼者の申請意思確認、必要書類 (議事録等) の作成料を含みます。					
2. ◆については、事後謄本1通の取得報酬及び実費を含みます。また (1) 1、2については印鑑証明書1通、その他については事前謄本1通の取得報酬及び実費を含みます。さらに (1) 4については解散により、(1) 7②については旧本店の閉鎖謄本1通の取得報酬及び実費も含みます。					
3. 課税標準額のない案件 (一般社団法人の設立等) は、課税標準額を100万円とみなします。					
4. 企業再編に伴い、資本金増加・減少以外の変更 (役員等や商号、目的等の変更、本店移転等) がある場合は、(1) (2) の報酬をそれぞれ加算。					
5. 外国語翻訳料は別途					
III 供託等	種 別	報 酬		備 考	
	1. 供託	1件につき 月1回の定期供託 (1年) 調査等の必要なもの 目的価格100万円超100万円までごとに	1万0000円 9万0000円 1万円加算 1500円追加		
	2. 審査請求		2万0000円		
III 供託等についての備考					

	種 別	報 酬 (税別)	備 考			
IV 裁判所等に提出する書類の作成・簡易裁判所における訴訟代理 (任意交渉含む) 等	(1) 裁判所提出書類作成 (債務整理除く)	1. 訴状・答弁書・準備書面作成 (通常訴訟)、即決和解申立書作成	訴額60万円まで 2万0000円 訴額60万円超140万円以下 3万0000円 訴額140万円超500万円以下 4万0000円 500万円超100万円までごとに 1000円加算	即決和解の場合、別表1の書類作成料加算		
		2. 督促手続申立書、手形・小切手・少額訴訟による訴状作成	訴額60万円まで 1万5000円 訴額60万円超140万円以下 2万5000円 訴額140万円超500万円以下 3万5000円 500万円超100万円までごとに 1000円加算			
		3. 民事執行・民事保全手続申立書作成	目的物の額60万円まで 3万0000円 目的物の額60万円超140万円以下 4万0000円 目的物の額140万円超500万円以下 6万0000円 500万円超100万円までごとに 1000円加算			
		立決4 書和解 作審 成判 非・ 訟調 手停 続・ 申即	①相続放棄申述書	基本報酬 (上申書無し) 2人目以降の相続放棄※	1万5000円 7500円加算	※同一被相続人・同時受任が条件
		②自筆遺言書検認申立書		2万0000円		
		③右記の申立書	成年後見※・保佐・補助、相続財産管理人選任、危急時遺言	10万0000円	※家裁への同行含む。出張料別。	
	④右記の申立書	不在者財産管理人選任	5万0000円			
	④その他申立書	難易度に応じた加算	2万0000円 1万～8万円	労働審判・遺産分割審判申立書作成は訴状作成の報酬に準ずる		
	5. 上申書・事情説明書・その他の雑事件	基本報酬 事案に応じた加算	1万0000円 5000円から9万円			
	6. 証明書類の交付申請書作成	相続放棄申述受理証明書、確定証明書等	5000円			
	(2) 裁判代理 (債務整理除く)	1. 簡裁訴訟案件の代理 (任意和解交渉含、債務整理案件、建物明渡案件除く)	着手金 (基本) 着手金 (60万円を超える場合) 成功報酬 (任意和解) 成功報酬 (訴訟・調停に移行)	3万0000円 2万円加算 15% 20%	ただし1万円を下限とする	
		2. 建物明渡訴訟案件の代理	着手金 (明渡事由に争い無) 着手金 (明渡事由に争い有) 成功報酬 (訴訟提起前の任意明渡) 成功報酬 (訴訟提起後の任意明渡)	5万0000円 10万0000円 25万0000円 20万0000円		
	(3) 債務整理	1. 任意整理・消滅時効援用・特定調停・過払金返還の代理	着手金 (約定上残債あり) 着手金 (約定上残債なし) 過払金成功報酬※ 任意和解 訴訟・調停に移行	2万0000円 0円 15% 20%	※減額報酬はいたしません	
		2. 破産申立書類作成	小規模な個人事業主	20万0000円 5万円加算		
3. 個人再生申立書類作成		住宅ローンあり	30万0000円 5万円加算			
IV裁判所等に提出する書類の作成・簡易裁判所における訴訟代理 (任意交渉含む) 等						
<p>1. 依頼者の意思確認の報酬を含みます。出張費 (別表2) や供託報酬 (Ⅲ) は別途。</p> <p>2. (2)(3)につき、裁判や調停に移行後、裁判期日1回につき、1万円加算。裁判期日には、移送申立書作成、準備書面作成、弁論準備等を含みます。</p> <p>3. 成功報酬は、得られた経済的利益を基準とします。経済的利益とは、債権者・原告の場合、和解・判決等によって認められた金額、債務者・被告の場合、相手方の請求のうち、和解・判決等によって減額・否認された金額を指します。</p>						

種 別		報 酬 (税別)		備 考	
V 行政への許認可申請・届出	(1) 建設業	1. 新規許可	個人・一般・知事 法人・一般・知事 経管・専技を経験年数で証明(1年につき) 工事経歴書作成・1業種につき 特定許可 大臣許可	10万0000円 12万0000円 1万円加算 1万円加算 5万円加算 5万円加算	
		2. 業種追加	一般・知事・1業種まで	5万0000円	加算要素は1と同じ
		3. 更新許可	知事・一般(1業種まで) 2業種以上1業種につき(知事) 2業種以上1業種につき(大臣) 特定許可 大臣許可	5万0000円 1万円加算 2万円加算 3万円加算 3万円加算	
		4. 解体業登録	新規登録 更新登録	5万0000円 3万0000円	
		5. 変更届(事業年度終了)	知事 大臣 工事経歴書作成・1業種につき 経営事項審査対応の場合	3万0000円 5万0000円 1万円加算 3万円加算	
		6. 変更届(その他)	経営管理者・専任技術者で経験によって証明が必要なもの その他	2万0000円 1万0000円	
		7. 経営事項審査	経営状況分析 経営規模等評価申請及び総合評定値請求	3万0000円 5万0000円	
		8. 建設工事等入札資格審査申請		3万5000円	
		9. 建設キャリアアップシステム登録	事業者登録 技能者登録(1人)	4万0000円 2万0000円	
		10. 公共事業労務調査		5万0000円	
		11. 建設工事施行統計調査		4万0000円	
(2) 産業廃棄物	1. 収集運搬業(新規)	基本報酬 積替保管有 特別管理の場合 難易度に応じた加算	10万0000円 5万円加算 5万円加算 1万~20万円		
	2. 収集運搬業(変更)	基本報酬	5万0000円	加算については新規	
	3. 収集運搬業(更新)	基本報酬	5万0000円	同様	
(3) 農地・農業	1. 農地法3条許可		3万0000円		
	2. 農地法3条の3届出(農地の相続等の届出)		5000円		
	3. 農地法4・5条許可・届出(農地転用)	許可・買受証明書 難易度等による加算(事前相談) 届出(市街化区域)	5万0000円 1万~25万円 3万0000円		
	4. 農業経営改善計画作成	難易度等による加算(事前相談)	10万0000円 1万~10万円		
(4) 宅地建物取引業	1. 新規免許	知事免許 大臣免許	10万0000円 20万0000円		
	2. 免許更新	知事免許 大臣免許	5万0000円 10万0000円		
	3. 変更届		1万0000円		
	4. 宅建士資格登録申請		1万0000円		
	5. 宅建士資格変更届出		5000円		
	6. 資力確保措置の状況についての届出		1万0000円		
(5) 古物商	新規許可 変更届	5万0000円 1万0000円			

種 別		報 酬 (税別)		備 考
(6) 飲食店関連	1. 飲食店許可	新規 (製造業でない。井戸水でない) 図面作成の難易度※に応じて 更新 変更	4万0000円 1万~3万円加算 2万0000円 1万0000円	※床面積、設備の 多さ等を考慮し、 事前見積
	2. 深夜酒類提供飲食店届出	新規 変更	8万0000円 1万0000円	
(7) 旅券 (パスポート) 申請	1人 同時依頼の家族2人目以降		1万0000円 8000円	
(8) 建築確認	100㎡未満 100㎡超は面積に応じて		10万0000円 1万~10万円加算	図面作成は含みません
(9) 法人関連	1. NPO法人認可		15万0000円	登記申請代理報 酬・費用は別
	2. 医療法人認可		80万0000円	
	3. 公益法人認定		15万0000円	
	4. 社会福祉法人認可		20万0000円	
	5. 学校法人認可		50万0000円	
	6. 宗教法人認可 (規約認証)		50万0000円	
	7. 地縁団体認可		10万0000円	
	8. 各法人変更届		1万0000円	
(10) 自動車関連	1. 自動車登録変更	1台につき	1万0000円	
	2. 自動車保管場所証明書 (届出書)	1台につき	1万0000円	
	3. 臨時運行許可	1台につき	5万0000円	
	4. 回送運行許可	新規 目的追加 更新 届出事項変更・廃止届	5万0000円 3万0000円 3万0000円 1万0000円	
助成金・補助金・融資	1. 助成金・補助金	申請書作成着手金 成功報酬	1万0000円 15%	
	2. 融資	申込書・事業計画書等着手金 成功報酬	2万0000円 2%	
	3. 難易度に応じた加算		1万から4万円	
(12) 在留資格	1. 在留資格認定	居住、就労	10万0000円	
		非就労	5万0000円	
		投資・経営	15万0000円	
	2. 在留資格変更	居住、就労	10万0000円	
		非就労	5万0000円	
		投資・経営	12万0000円	
	3. 在留資格更新	居住、就労	5万0000円	
		非就労	3万0000円	
		投資・経営	5万0000円	
4. 永住許可		10万0000円		
5. 在留資格取得許可		4万0000円		
6. 再入国許可		1万0000円		
7. 資格外活動許可		2万0000円		
8. 就労資格証明書交付		2万0000円		
9. 難易度に応じた加算		1万円~20万円		
VI行政への許認可申請・届出の備考				
1. 上記には依頼者の意思確認、書類及び添付書類の作成、官公庁への提出報酬も含まれます。ただし出張費 (別表2参照) は別途。				
2. この表に例示されていないものは、日本行政書士会連合会の報酬統計等を参照の上、決めるものとします。この場合、事前に見積額を提示します。				
3. 業務によっては、外部の行政書士との共同受任となる場合があります。その場合は、当該行政書士の報酬基準を採用します。				

	種 別	報 酬 (税別)	備 考	
VI 遺産承継	1. 遺産承継業務 (包括受任の場合)	負債を含めない遺産額に応じた報酬 基本報酬 (1000万円以下) 1000万円超5000万円以下は100万円までごとに 5000万円超1億円以下は100万円までごとに 1億円超2億円以下は100万円までごとに 2億円超は100万円までごとに	25万円 1万5000円加算 1万2500円加算 1万円加算 7500円加算	ただし3以下を個別に組み合わせた場合の金額とどちらか安い方
	2. 相続人数加算	相続人5人以上1人増加ごとに	3万円加算	
	3. 法定相続情報一覧図の作成・交付	遺産承継業務を伴わないもの 遺産承継業務を伴うもの	1万5000円 1万0000円	相続登記を伴う場合は無料
	4. 遺産分割協議書作成 (相続登記・遺産承継業務を伴わないもの)	遺産承継業務を伴わないもの 遺産承継業務を伴うもの	3万0000円 1万0000円	ただし相続登記の遺産分割協議書とは別途
	5. 公正証書遺言の検索		1万0000円	
	6. 預貯金払戻・株式売却	1 金融機関につき 残高300万円超は100万円までごとに	3万0000円 1万円加算	残高は受任時点を基準とする
	7. 生命保険等の保険金請求	1 契約につき	1万0000円	
	8. 遺言の執行	不動産 その他の遺産	遺産の1%※ 遺産の1%	※ただし相続登記のみで済む事案では不要。5万円を下限とする
	9. 信用情報機関への照会書類作成	1 機関につき	5000円	
	10. その他の個別業務	この欄に書かれていない業務は、別の欄を参照 例：相続登記→I、自筆証書遺言検認→IV、自動車登録変更→VI、戸籍等収集→VII		
VI 財産管理	11. 遺産管理	受任から遺産の分配まで6か月まで 7か月以降は1か月ごとに	6万円加算 1万円加算	
	原則として一括前払いですが、依頼者との協議により、一部を前払い又は当事務所が相続人代理人として受領した金銭から差し引く方法により支払うことにできるものとします。			
(2) 遺言書	1. 公正証書遺言書作成サポート※	遺言者1人につき 証人の手配 (1人) 札幌市内公証役場 証人の手配 (1人) 公証役場外	5万0000円 5000円 1万円	※文案作成・公証人との連絡。戸籍調査、公証人の報酬は別途
	2. 自筆遺言書文案作成		2万0000円	
(3) 任意後見関連	1. 任意後見等公正証書作成支援		5万0000円	
	2. 任意後見、任意代理 (事務管理)、見回り管理	基本月額 ただし管理財産が2000万円を超える場合、1000万円までごとに	2万0000円 1万円加算	
	3. 死後事務委任	基本報酬 葬儀主宰を伴わない場合 難易度、事務量に応じた加算	15万0000円 5万円減額 契約による	
死後事務委任の基本報酬に含む業務範囲 (葬儀代等、実費は含みません) 知れている親族・知人への連絡 (相続人調査は別途)、死亡届、一般的な葬儀の手配、火葬、埋葬 (海洋散骨等、特殊な手続を伴わないもの)、床面積20平方メートル以内の自宅の遺品整理・処分、各種契約の解除 (賃借建物の明渡、敷金等の受領含)、債務の弁済				
(4) 民事信託関連	1. 民事信託契約書作成	基本報酬 1000万円超1億円以下は1000万円までごとに 1億円超は1000万円までごとに	10万円 10万円加算 5万円加算	
	2. 民事信託契約書変更	基本報酬 1000万円超1億円以下は1000万円までごとに 1億円超は1000万円までごとに	5万円 5万円加算 2万5000円加算	
	3. 民事信託監督人	基本報酬 (月額) 1000万円超1億円以下は1000万円までごとに 1億円超は1000万円までごとに	1万円 5000円加算 2500円加算	

VI 財産管理	(5) 事業承継	1. 事業譲渡業務	基本報酬 譲渡対価300万円超は100万円までごとに	3万円 1万円加算	
		2. 事業承継業務（1年以内の計画で行うもの）	基本報酬 純資産300万円超は100万円までごとに	10万円 1万円加算	
		3. 事業承継業務（1年超の計画で行うもの）	(1) 5の報酬に加え基本報酬 財産額、難易度等に応じての加算	月2万円 契約による	
	(6) 顧問	1. 企業法務顧問	基本報酬 難易度に応じた加算	月1万円 別途協議	
	(7) その他	1. 単発型（概ね3か月以内で終わるもの）	基本報酬 財産額、難易度等に応じての加算	3万円 別途協議	
		2. 継続型（概ね3か月を超えるもの）	基本報酬 財産額、難易度等に応じての加算	月1万円 別途協議	
XI財産管理についての備考 1. 依頼者の意思確認を含みます。					
VII その他の書類の作成等	種 別		報 酬（税別）		備 考
	る(1) 書類 の 作 成 等	1. 帰化許可申請書	基本報酬 複雑な案件	30万円 5万円加算	
		2. 国籍取得の届出書		2万5000円	
		3. 国籍離脱の届出書		1万5000円	
		(2) 議事録・決定書・定款契約書・和解書・規約・規則の作成（登記・供託に関するものを除く）		別表1参照	
	(3) その他	1. 登記簿謄抄本、登記事項証明書、登記事項要約書、法人印鑑証明書の請求及び受領	1通につき ただし1通のみ取得の場合は	500円 1000円	
		2. 登記情報サービス	1通につき	500円	
		3. 登記簿附属書類閲覧代理		1万0000円	写真撮影含
		4. 戸籍、住民票、身元証明書等取得	基本報酬（1通） 除籍、除票、改製原（1通）	1500円 500円加算	
		5. 評価証明書取得	法務局又は市役所1か所で済むもの	1500円	
法務局・市役所2か所必要なもの			3000円		
6. 信用情報機関への照会書類作成	1件につき	5000円			
VIIその他の書類の作成等についての備考 1. (3) 3の写真はデジタルカメラによる画像ファイルを提供。紙の写真への現像を希望の場合は別途実費。					
VIII 相談	種 別		報 酬		備 考
	(1) 個別的相談（受託事件を伴う場合を除く）		1つの案件につき初回 2回目以降	1時間 無料 1時間5000円	時間は目安です
	(2) 継続的相談（月を単位とした継続的相談に応じる場合）			月額 2万5000円	
	VII相談についての備考 1. 初回とは、ある1つの案件について初めての相談を指します。 2. 相談とは、問題点の整理、課題の設定、解決の方向性を示すことを指します。具体的な書類の作り方・手続のしかたの教示、依頼者又は第三者が作成した書類の内容確認はこれに含まれません。				

種 別		報 酬		備 考	
IX 出張費	(1) 日当	1. ランク 1	近隣市への初回出張相談 近隣市への登記書類・訴状・許認可申請書類及びその代理や、任意和解交渉・訴訟代理に伴う本人確認・実体確認・書類確認、裁判所提出書類の提出代行のための移動（1回のみ）	0円	「初回」とは、ある1つの案件について初めての相談を指します。
		2. ランク 2	1時間以上2時間以内を要するもの	1万0000円	
		3. ランク 3	2時間超4時間以内を要するもの	2万5000円	
		4. ランク 4	4時間超8時間以内を要するもの	5万0000円	
		(2) 旅費			実費
鉄道はグリーン車料金、船は特等、飛行機はビジネスクラスを上限とする。自動車は1km15円を基準とする。					
	(3) 宿泊費			実費	
IX出張費の備考					
1. 日当・旅費・宿泊費をまとめて出張費と呼びます					
2. 出張費は、依頼者の要請又は業務の必要に応じて事務処理のため出張した場合に発生します。					
3. 近隣市とは札幌市、北広島市、江別市、恵庭市、千歳市を指します					
4. 本人確認とは、本人の実在・一致性の確認だけではなく、申請や和解・訴訟の原因となる行為の意思確認も含みます					
5. 実体確認とは、不動産の売買による所有権移転登記における売買代金の着金や、抵当権設定登記における貸金の受領、抵当権抹消登記における着金などの確認を指します					
X 講演	種 別	報 酬		備 考	
	(1) 講演料	基本(30分) 30分超は30分までごとに	1万円 1万円加算		
	(2) 資料作成料	基本 A4判10枚超は10枚までごとに 受講者30名超は10名までごとに	2万円 5000円加算 2000円加算	※1 ※1 ※2	
	X講演の備考				
1. ※1につき、以前作成した資料を使つての講演であれば、請求しません。					
2. ※2につき、資料印刷を依頼者が行う場合は請求しません。					
3. 内容や難易度に応じて、加算をする場合があります。					
総則					
1. I～Xの報酬基準は、司法書士・行政書士の受ける報酬の基準額を定めたものです。この表に例示されていないものは、日本司法書士会連合会や日本行政書士会連合会の報酬統計等を参照の上、決めるものとします。この場合、事前に見積額を提示します。					
2. 実費・消費税は別です。ただし依頼遂行のために通常考えられる通信費は報酬に含まれます。報酬に含まれない通信費の例：内容証明郵便料、バイク便、国際郵便、国際電話代					
3. 至急の依頼案件や複雑なものは、事前見積の上、20%を上限として増額をする場合があります。					
4. 「～円超～円までごとに～円加算」の意味について 例えば、課税標準額100万円まで1万円、100万円超100万円ごとに1万円加算の案件で、課税標準額が250万円の場合、報酬額は3万円となります。					
5. 相談を除き、受任の際には原則として、依頼者本人との直接面談が必要です。このためにかかる出張費が別途発生します（ただしこの表で他の報酬に含む又は無料と明記しているものを除く）。					
6. 事前謄本とは登記申請前に取得する登記情報、登記事項要約書等を指し、事後謄本とは登記申請後に取得する登記事項証明書等を指します					
7. 依頼者又は第三者が作成した書類や手続手順についての確認は、それを当事務所が書類作成、申請・申立代理業務として受任した場合と同額の報酬となります。					
8. 申請意思撤回による取下げは9260円です。					
9. 自動車損害保険における弁護士特約や法テラス利用、司法書士会の助成金制度を利用する場合は、その基準に則ります。					

別表1 議事録・決定書・定款・契約書・和解書・規約・規則の作成報酬

ランク	基 準	備 考
ランク1	1. 次の事項を決議・決定したことを証する議事録等 株式の譲渡承認、持分会社の持分譲渡で登記を伴わないもの、定款変更（ランク2以上に該当しないもの）、役員等報酬の決定、利益相反・競業取引行為承認、決算書類の承認・剰余金の配当、役員等への役付、株主総会招集決議 2. 会社・法人の定款（ランク2以上に該当しないもの） 3. 次の内容を証した契約書（ランク2以上に該当しないもの） 株式譲渡契約書、売買・交換・贈与契約書、賃貸借・消費貸借・使用貸借契約書、請負契約書、寄託契約書、既存の契約のうち1～2項目を変更する契約書、既存の契約について履行を確約する念書 4. その他、きわめて定型的な書類で、概ねA4版1枚に収まるもの 報酬 1通5000円（税別）	
ランク2	1. 次の事項を決議・決定したことを証する議事録等 資本準備金の増加・減少、役員等の責任減免、株主からの株式取得 2. 会社・法人の定款、規約・規則で次のいずれかに該当するもの 取締役会・監査役以外機関がある株式会社の定款、種類株式を発行している株式会社の定款、規約・規則（ランク3以上に該当しないもの）※1 3. 特別受益証明書 4. 内容証明郵便（当職が代理人とならず、クーリングオフ等定型的なもの） 5. その他、ある程度定型化されているが、ある程度分量があるもので、概ねA4版1枚に収まるもの 報酬 1通1万0000円（税別）	※1 就業規則は作成することができません
ランク3	1. 次の内容を証した契約書（ランク4以上に該当しないもの） 既存の契約のうち3～5項目を変更する契約書、和解金額60万円以内の和解書 ※2 報酬 1通2万0000円（税別）	※2 当事者同士で和解済のもの文書化です。当職が代理人として交渉した場合は含みません（以下この表の和解書につ
ランク4	1. 業務委託契約書、請負契約書、寄託契約書、賃貸借・消費貸借・使用貸借契約書で原状回復や定期借家の特約のあるもの、公正証書でない離婚協議書、既存の契約のうち6項目以上を変更する契約書、請願書・嘆願書、和解金額60万円超140万円以下の和解書、社債権者集会議事録 2. その他、定型化されていない文書又は1週間程度の考案を要する文書 報酬 1通3万0000円（税別）	※3 A4版2ページ以上5ページ以下を目安とする
ランク5	1. 次の事項を決議したことを証する議事録等 売買・交換・贈与契約書で所有権移転時期、登記費用負担、瑕疵担保責任、危険負担以外の特約のあるもの 2. 次の事項を決議したことを証する議事録等 事業譲渡、社債発行 3. 遺留分特例に基づく合意書、和解金額500万円超1000万円までの和解書、離婚協議公正証書・債務弁済契約公正証書の文案※4 4. 告訴状・告発状、和解金額140万円超500万円以下の和解書 2. その他、定型化されていない文書又は2週間程度の考案を要する文書 報酬 1通5万0000円（税別）	※4 当職が代理人として公正証書作成の場合は1万円5000円加算
ランク6	1. マンション管理規約、事業承継計画書、社会的に広く認知されていない新しいビジネスモデルについての契約書、和解金額1000万円超の和解書 2. その他、定型化されていない文書又は1か月程度の考案を要する文書 報酬 1通10万0000円（税別）	
1. 会社法上、登記申請を伴う決議・決定についての書類作成報酬は、登記申請代理の報酬と同額。 2. この表において「議事録等」とは、株主総会議事録、取締役会議事録、取締役決定書、社員総会議事録、評議員会議事録の他、会社法上の手続を証する書面を指します。 3. この表において「役員等」とは、役員、支配人、会計監査人、社員、理事、評議員等を指します。 4. この表において「業務委託契約書等」とは、業務委託、OEM契約、代理店契約等、継続的な取引に関する契約を指します。 5. 遺産分割協議書、相続関係説明図については、I、VIの通りとする 6. 民事信託契約書作成については、VIの通りとする。 7. 難易度に応じて、事前見積の上、10万円を上限として加算できるものとします 8. 公正証書化は上記に加え、60万円以下にあっては2万円、60万円から140万円以下にあっては3万円、140万円以上にあっては4万円を加算		

すずな司法書士行政書士事務所 報酬基準に関する補足及び契約約款

I 不動産登記の報酬について

1. 決済立会とは、司法書士の規則・倫理上の必要から、関係当事者の会する場に出席し、相互に関連する申請手続の説明、申請内容の確認、登記申請人の意思の確認、物権変動の実体的な確認を行う業務及びそれに準ずる業務（実行日以前に当事者と面談する場合等も含む）を指します。

つまり書類に署名捺印をいただいたから申請していいというのではなく、例えば売買であれば、当事者が契約内容を十分理解しているか確認した上で、売買代金の着金があつて初めて所有権が移転するので、そこまで確認する義務がある、ということになります。

こうした決済立会を伴う業務は、他の業務に優先して、原則は当日中に申請し、確実に登記完了させなければならないため、事前の準備、立会、事後の申請業務に至るまで、立会場所以外においても一定の長い時間の拘束、慎重性、重大な責任を伴うものであり、単なる書類作成や法務局への提出行為に終わらないことをご理解ください。

2. 不登法74条2項による保存とは、表題部所有者から直接購入した買主がする所有権保存のことで、主に新築の区分建物（分譲マンション）をデベロッパーから購入する際に使われる手法です。

3. 新・中間省略登記とは、①第三者のためにする契約、②買主の地位の譲渡を指します。この場合、2万円の加算がされますが、この2万円を中間者（①においては諾約者、②においては旧買主を指します）が負担する場合は、請求書を分けることも可能ですのでお申し出ください。

I 不動産登記、II 商業登記共通

1. 事前謄本とは、登記申請前に取得する登記情報、登記事項要約書等を指します。これは最新の登記の状態を確認するために必要なもので、原則としてご依頼時に1回確認が必要です。

また不動産登記の決済を伴うものについては、申請直前にもさらに1回確認が必要です。これは、差押登記等が先順位で入っていないかどうかの確認のためです。

事後謄本とは登記完了後に取得する登記事項証明書等を指します。これは依頼者に登記完了の証明として、他の書類と併せて納品するものです。原則として全部事項証明書をお渡ししますが、分量が多くなる場合は、当事務所の判断で一部事項証明書をお渡しする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

IV 裁判所等に提出する書類の作成・簡易裁判所における訴訟代理（任意交渉含む）等について

1. 簡裁訴訟代理等関係業務認定司法書士が代理可能なのは、簡易裁判所が管轄（訴額140万円まで）の民事訴訟及びその範囲での和解や調停までです。強制執行、民事保全は、地方裁判所の管轄であるため代理はできません。ただし強制執行、民事保全の申立書を書類作成すること（代書）は可能ですので、書類作成の上、依頼者にて裁判所にご提出いただくか、当事務所にて使者として提出することになります。

ただし司法書士が使者として書類提出することを認めない運用をしている裁判所もありますので、あらかじめご了承ください。

全体にかかわる補足

1. 提示した見積書等に疑問がある場合は、遠慮なくお尋ねください。報酬基準のどの部分に基づいて計算したものか、きちんとご説明いたします。

なお委任後は、申請等を行う前であっても当事務所にて必要書類の取得や書類作成などに着手し、一定程度業務が進行する場合があります。相見積を取るなどの理由から依頼を保留する場合は、必ず期限を設けて依頼を継続するかどうかの返答をお願いします。

依頼が中止となった場合は、下記中途解約の計算基準に沿って、業務の進行状況に応じた報酬・実費を請求する場合があります。

なお正式な発注書等がない場合でも、見積後の委任者又は委任者の代理人・不動産媒介業者等の対応や、見積・依頼時の状況から、委任したものと当事務所が判断できる場合も、同様と

すずな司法書士行政書士事務所 報酬基準に関する補足及び契約約款

します。

2. 原則として、報酬・実費は一括前払いとします。

振込の場合の手数料等、支払いにかかる費用は委任者の負担です。

ただし次の報酬等は、分割・後払いとします。

- (1) 成功報酬が設定されているもの（例：Ⅳ（2）（3））
- (2) 申請が許可されるか確実視できないと当事務所が判断した場合
- (3) その他、委任者の資力・状況等に応じて当事務所が分割・後払いを相当と判断した場合（特に債務整理）

3. 下記の場合、当事務所は委任事務を終了することができます。

- (1) 委任者の申し出により、本契約が解除されたとき
- (2) 司法書士・行政書士がかかわれない業務であることが判明した場合など
- (3) 当事務所から委任者に対して、1か月以上連絡が取れないとき
- (4) 委任者が着手金、報酬、実費等の支払いを遅延したとき
- (5) 委任者と当事務所間の信頼関係がなくなったとき

4. 中途解約時の報酬・実費の請求について

委任業務が途中で中止になった場合、報酬・実費の全部又は一部を請求する場合があります。その算定基準及び各用語の定義は以下の通りです。

基本業務：付随業務以外の業務

付随業務：報酬基準Ⅶ（3）の業務

着手：必要書類作成、関係当事者への通知・連絡又はその書面の作成、付随業務のための申請書作成又は窓口への移動開始、収入印紙・収入証紙・予納郵券の購入

申請・申立：登記所への登記申請、許可庁への許認可申請、裁判所への訴訟・調停・支払督促等の代理人としての申立、裁判所への使者としての書類提出、裁判外和解の相手方への通知書発送

完了：登記完了、許可・認可書の発行、訴訟・調停・支払督促等の係属、裁判所に使者として提出した書類の結果通知、裁判外和解の相手方への通知書到達

(1) 委任後、着手前の中止

基本業務の報酬の5%又は5000円（税抜）のどちらか高い方

ただし着手前解約の期限は、委任日を含め3日、申請・申立予定日又は納期のいずれか早い方とします。

(2) 着手後、申請・申立のための書類完成前の中止

書類完成前の基本業務の50%又は5000円（税抜）のどちらか高い方

(3) 申請・申立のための書類完成後、申請・申立前の中止

申請・申立前の基本業務の報酬の80%又は5000円（税抜）のどちらか高い方

(4) 申請・申立後、完了前の中止

基本業務の報酬・実費の100%

上記のいずれの段階においても、以下のものは全額請求できるものとします。

- ① 履行済の付随業務の報酬・実費（見積前に行ったものを含む）
- ② 立替済の基本業務の実費（見積前に行ったものを含む）
- ③ 基本業務で複数の項目に分かれているもののうち、完了している項目の報酬

5. 委任者が当事務所に対し、支払うべき金員を支払わないときは、当事務所は、依頼に関して保管中の書類その他のものを委任者に引き渡さないでおくことができるものとします。

すずな司法書士行政書士事務所 報酬基準に関する補足及び契約約款

6. 当事務所の契約に関する紛争については、札幌簡易裁判所または札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

7. 暴力団等反社会的勢力の排除

- ① 委任者は当事務所に対し、委任者（委任者が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ② 委任者は、当事務所が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければなりません。
- ③ 当事務所は、委任者が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができます。
- ④ 当事務所が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、当事務所はこれによる委任者の損害を賠償する責を負いません。
- ⑤ 上記③の規定により当事務所が本契約を解除した場合には、委任者は当事務所に対し、違約金として4に準じた金額を払います。